

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白山市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に明記することで万全を期している。

評価実施機関名

白山市長

公表日

令和4年8月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<p>1. 予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延の防止並びに発病及び重症化防止のため、定期予防接種を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意予防接種の費用の助成を行う。 定期予防接種により健康被害が発生した際の救済措置を行う。 特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、以下の事務において取り扱う。 <ol style="list-style-type: none"> 予防接種の対象者の把握と個人通知 接種履歴の管理と情報の利用 接種記録からの調査・報告の利用 接種記録からの接種券の再発行 成人用肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ自己負担額の決定のために、生活保護や身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持者の名簿を利用 健康被害の救済措置 <p>2. 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報ファイルは、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、以下の事務において取り扱う。 <ol style="list-style-type: none"> 予防接種の対象者の把握と個人通知 接種履歴の管理と情報の利用 接種記録からの調査・報告の利用 接種記録からの接種券の再発行 健康被害の救済措置 <p>3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS) 既存住民基本台帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(10、93の2の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(16の2、17、18、19、115の2の項) <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(16の2、16の3、115の2の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部いきいき健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
①部署	健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室
②所属長の役職名	新型コロナウイルスワクチン接種対策室長
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	白山市総務部総務課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9510
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	白山市健康福祉部いきいき健康課 〒924-0865 石川県白山市倉光三丁目100番地 電話番号 076-274-2155

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月25日	I 4 ②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二の17、18及び19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> なし(情報提供は行わない。) 	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二の17、18及び19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二の16の2の項 	事後	基礎項目評価書のため重要な変更にあたらないので事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年4月1日	I 3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(10の項) 	事後	事前通知事項に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 4 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二の17、18及び19の項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条 (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二の16の2の項	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(16の2、17、18、19の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(16の2の項)	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年4月1日	I 5 ①部署	健康福祉部健康増進課	健康福祉部いきいき健康課	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年4月1日	I 8 連絡先	白山市健康福祉部健康増進課 〒924-0865 石川県白山市倉光三丁目100番地 電話番号 076-274-2155	白山市健康福祉部いきいき健康課 〒924-0865 石川県白山市倉光三丁目100番地 電話番号 076-274-2155	事後	事前通知事項に当たらないため
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	南田 茂喜	徳野 哲子	事後	事前通知事項に当たらないため
令和1年6月27日	I 5 ②所属長	徳野 哲子	課長	事後	事前通知事項に当たらないため
令和1年6月27日	IV リスク対策	-	新設	事後	事前通知事項に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	I ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延の防止並びに発病及び重症化防止のため、定期予防接種を行う。 ・任意予防接種の費用の助成を行う。 ・定期予防接種により健康被害が発生した際の救済措置を行う。 ・特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、以下の事務において取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 予防接種の対象者の把握と個人通知 ② 接種履歴の管理と情報の利用 ③ 接種記録からの調査・報告の利用 ④ 接種記録からの接種券の再発行 ⑤ 成人用肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ自己負担額の決定のために、生活保護や身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持者の名簿を利用 ⑥ 健康被害の救済措置 	<p>1. 予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延の防止並びに発病及び重症化防止のため、定期予防接種を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意予防接種の費用の助成を行う。 ・定期予防接種により健康被害が発生した際の救済措置を行う。 ・特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、以下の事務において取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 予防接種の対象者の把握と個人通知 ② 接種履歴の管理と情報の利用 ③ 接種記録からの調査・報告の利用 ④ 接種記録からの接種券の再発行 ⑤ 成人用肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ自己負担額の決定のために、生活保護や身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持者の名簿を利用 ⑥ 健康被害の救済措置 <p>2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルは、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、以下の事務において取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 予防接種の対象者の把握と個人通知 ② 接種履歴の管理と情報の利用 ③ 接種記録からの調査・報告の利用 ④ 接種記録からの接種券の再発行 ⑤ 健康被害の救済措置 	事後	事前通知事項に当たらないため
令和3年3月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(10の項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(10、93の2の項) 	事後	事前通知事項に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月18日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(16の2、17、18、19の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(16の2の項)	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(16の2、17、18、19、115の2の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(16の2、115の2の項)	事後	事前通知事項に当たらないため
令和3年3月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月2日時点	令和3年3月18日時点	事後	事前通知事項に当たらないため
令和3年3月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月2日時点	令和3年3月18日時点	事後	事前通知事項に当たらないため
令和3年3月18日	IV リスク対策 6 情報ネットワークシステムとの接続		十分である	事後	事前通知事項に当たらないため
令和4年3月11日	I 関連情報 1 ③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)既存住民基本台帳システム	事後	事前通知事項に当たらないため
令和4年3月11日	I 関連情報 4 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(16の2、17、18、19、115の2の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号及び別表第二(16の2、115の2の項)	(情報照会の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(16の2、17、18、19、115の2の項) (情報提供の根拠) ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号及び別表第二(16の2、16の3、115の2の項)	事後	事前通知事項に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 関連情報 6 他の評価実施機関		①部署 健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ②所属長の役職名 新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	事後	事前通知事項に当たらないため
令和4年3月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満 令和3年3月18日時点	10万人以上30万人未満 令和3年11月30日時点	事後	事前通知事項に当たらないため
令和4年3月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月18日時点	令和3年11月30日時点	事後	事前通知事項に当たらないため
令和4年3月11日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	事前通知事項に当たらないため
令和4年3月11日	IV リスク対策 1 提出する特定個人情報保護 評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	事前通知事項に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月15日	I ②事務の概要	<p>1. 予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延の防止並びに発病及び重症化防止のため、定期予防接種を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意予防接種の費用の助成を行う。 ・ 定期予防接種により健康被害が発生した際の救済措置を行う。 ・ 特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、以下の事務において取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 予防接種の対象者の把握と個人通知 ② 接種履歴の管理と情報の利用 ③ 接種記録からの調査・報告の利用 ④ 接種記録からの接種券の再発行 ⑤ 成人用肺炎球菌及び高齢者インフルエンザ自己負担額の決定のために、生活保護や身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持者の名簿を利用 ⑥ 健康被害の救済措置 <p>2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルは、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、以下の事務において取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 予防接種の対象者の把握と個人通知 ② 接種履歴の管理と情報の利用 ③ 接種記録からの調査・報告の利用 ④ 接種記録からの接種券の再発行 ⑤ 健康被害の救済措置 	<p>(1.及び2.は変更なし)</p> <p>3. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・ 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村接種記録の照会・提供を行う。 ・ 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書¹の交付を行う。 	事前	

